

電気料金種別 定義書

【関西電力エリア】

【コスモでんきスタンダード】

2020年12月1日実施

目次

I 総則	2
1 適用.....	2
2 定義.....	2
3 契約種別.....	2
4 適用条件.....	2
5 契約容量.....	2
6 電気料金.....	3
7 契約期間.....	3
8 契約種別, 契約容量の変更.....	3
9 本定義書の変更および廃止.....	4
附 則	5
別 表	6

I 総則

1 適用

電気料金種別定義書【関西電力エリア】[コスモでんきスタンダード](以下「本定義書」といいます。)は、当社の電気需給約款[個人向け低圧](以下「需給約款」といいます。)にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへコスモでんき小売事業者が電気を供給するときの契約種別および契約期間等の料金その他の供給条件を定めたものです。また、本定義書は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島を除く、別表3で定める提供エリアに適用いたします。

なお、本定義書に定める料金および燃料費調整における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

2 定義

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

3 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。

コスモでんきスタンダード

4 適用条件

- (1) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること
- (2) 1 需要場所において、他の電気料金プランとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が原則として50 キロワット未満であること

5 契約容量

契約容量は、原則として切り替え前の内容を引き継ぐものとします。切り替え前の内容を引き継ぐことが

適切でないと当社が判断する場合等には、お客さまからの申し出等を踏まえ、お客さまとの協議によって定めます。なお、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

6 電気料金

料金は、電力量料金、および需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から割引料金を引いた料金といたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表2（燃料費調整）(1)ロに定める基準燃料価格を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとします。なお、電力量料金、割引料金は別表1（電気料金）のとおりとします。

7 契約期間

- (1) 契約期間は、需給約款8(需給契約の成立)に定める需給契約が成立した日から、需給約款11(供給の開始)に定める料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約の継続後は、新たな契約期間、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日ならびに供給地点特定番号を、当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。

8 契約種別、契約容量の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約種別、契約容量の変更の申込みを承諾した場合には、変更後の契約種別、契約容量にもとづく料金の適用開始日は、変更を承諾したのちに到来する検針期間の始期といたします。
- (2) 契約期間満了に先立って、本定義書以外の契約種別に需給契約を変更することはできません。また、本定義書の契約種別から本定義書以外の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、本定義書の契約種別を適用いたしません。
- (3) お客さまは、やむをえない場合を除き、お客さまが契約種別、契約容量を新たに設定もしくは変更したのちに到来する検針期間の始期から1年目の日が属する月の検針期間の始期まで、契約種別、契約容量を変更することはできません。
- (4) 契約種別、契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款31(需給契約の変更)(2)によります。

9 本定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、本定義書を変更する場合には、需給約款 2(需給約款の変更)によります。
- (2) 当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ廃止のお知らせおよび廃止日を当社 WEB サイト上に掲載する方法その他当社が適切と考える方法により周知いたします。
- (3) 本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行なう場合は、需給約款 2(需給約款等の変更)(3)に準じます。
- (4) 当社は、他の小売電気事業者の料金改定、託送供給等約款の改定または調達費用等の変動その他の理由により料金の値上げが必要となる場合は、次の手順に従い、新たな電気料金を定めることができます。

イ 当社は、事前に新たな電気料金およびその適用開始日（以下「本適用開始日」といいます。）を当社 WEB サイト上のお客さまのページに掲載する方法、電子メールによる通知その他当社が適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。

ロ お客さまは、新たな電気料金を承諾しない場合は、本適用開始日の 30 日前までに、当社に対してその旨を通知することで需給契約を解除することができます。この場合には、需給契約は需給約款の各規定にかかわらず、本適用開始日の前日をもって終了します。

ハ ロに定める期限までに、お客さまより通知がない場合は、お客さまは新たな電気料金を承諾したものとみなし、本適用開始日から新たな電気料金を適用いたします。

附 則

1 実施期日

本定義書は、2020年12月1日から適用いたします。

別 表

1 電気料金

(1) 電力量料金（1 契約につき）

電力量料金は、1 月につき次のとおりといたします。

		単位	料金単価
最低料金（最初の 15kWh まで）		1 契約	341.01 円
電力量 料金	15kWh をこえ 120kWh まで	1kWh	20.31 円
	120kWh をこえ 300kWh まで		25.71 円
	300kWh 超過分		28.70 円

(2) 割引料金（1 契約につき）

割引料金は、需給開始日から終了日まで適用され、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

600kWh 以上	790.00 円
550kWh 以上 600kWh 未満	720.00 円
500kWh 以上 550kWh 未満	650.00 円
450kWh 以上 500kWh 未満	580.00 円
400kWh 以上 450kWh 未満	510.00 円
350kWh 以上 400kWh 未満	430.00 円
300kWh 以上 350kWh 未満	220.00 円
250kWh 以上 300kWh 未満	180.00 円
200kWh 以上 250kWh 未満	0.00 円
200kWh 未満	0.00 円

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α , β , γ は、次のとおりといたします。

	α	β	γ
関西電力エリア	0.0140 円	0.3483 円	0.7227 円

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が、基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 基準燃料価格

関西電力エリア	27,100 円
---------	----------

ハ 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用い

たします。各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る検針日等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る検針日等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る検針日等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る検針日等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る検針日等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る検針日等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る検針日等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る検針日等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る検針日等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る検針日等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る検針日等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る検針日等

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。基準単価は、1キロワット時につき、次のとおりといたします。

関西電力エリア	最低料金適用電力量まで：2.475円 上記をこえる：0.165円
---------	-------------------------------------

3 提供エリア

関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部
---------	---